

やまのべ

主な内容 No. 816

○精神に障がいのある方が
利用できる各種制度を紹介
します（2ページ）

みんながつながる 協働のまち やまのべ
～未来につなぐ 自慢のまち～

蹴
つ
て
作
る

最
高
の
ア
イ
ス
!



表紙・裏表紙をカラーでご覧いただけます

■山辺町ホームページ

<https://www.town.yamanobe.yamagata.jp/>



▲ 2月8日、放課後子ども教室で「サッカーアイスづくり」が行われました。アイス材料を入れた缶を新聞紙で丸めボールの形にし、雪の上で蹴りながら、アイスを作るという楽しい体験をしました。子どもたちは、元気いっぱいに汗を流し自分たちで作ったアイスを美味しくいただき、大満足の様子でした。

精神に障がいのある方が利用できる各種制度を紹介します

問合せ 保健福祉課 福祉係

☎ (667) 1107

精神障害者保健福祉手帳

精神に障がいがある場合に、その程度によって1級～3級までの等級（1級がより重い）で手帳を取得できます。

障害基礎年金

国民年金に加入中、または20歳前（年金に加入していない期間）、もしくは60歳以上65歳未満（年金に加入していない期間で日本に住んでいる間）に初診日のある病気やケガで、法令により定められた障害等級表（1級・2級）による障がいの状態にあるときに支給されます。

※年金の納付状況などの条件が設けられています。

※厚生年金に加入していた場合、もしくは、初診日が国民年金第3号被保険者期間であった場合は、お近くの年金事務所での手続きになります。

交通機関におけるサービス

・精神障害者保健福祉手帳をお持ちの場合、バス料金、国内航空運賃などの割引が受けられます。また、新たに令和7年4月1日よりJRでの運賃も割引を受けられるようになります。

※手帳に写真が貼付されていることが必要です。（一部割引対象外となる場合もありますので、各会社までお問い合わせください。）

・精神障害者保健福祉手帳1級または2級をお持ちの場合、町で実施している福祉タクシー券または福祉給油券が利用できます。

税の軽減

精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方や手帳をお持ちの方を扶養している方は、申告や年末調整により所得税・町県民税（住民税）の所得控除を受けることができます。また、手帳の等級によって、自動車税や軽自動車税の減免を受けることができます。

NHK受信料の免除制度

精神障害者保健福祉手帳をお持ちの場合、手帳の等級や世帯の所得状況によって、NHK受信料の全額または半額が免除になる場合があります。

各種手当

◇特別障害者手当（障害児福祉手当）

精神の障がいのほかに、身体や知的など障がい重複している場合や、常時介護が必要な重度の障がいがある場合で、在宅での生活に特別の介助を必要とするときに支給されます。

◇特別児童扶養手当

精神や身体に障がいがある20歳未満の児童の養育者に支給されます。

医療制度

◇自立支援医療

精神の障がいで通院している医療費が1割になる制度です。所得に応じてさらに上限額があります。精神障害者保健福祉手帳がなくても利用できます。

◇重度心身障がい（児）者医療

精神障害者保健福祉手帳1級をお持ちの場合、所得の条件によって、保険対象の医療費の助成が受けられます。

◇後期高齢者医療

65歳～74歳までの方で精神障害者保健福祉手帳1級または2級をお持ちの場合は、後期高齢者医療制度への加入を選択することができます。

福祉サービス

精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方で、障がいにより日常生活が困難になった場合は、ヘルパーの利用や、一般就労が困難になった場合は、就労施設が利用できます。

【一人で悩まないでください】

町では、精神の障がいや悩みを持った方が集える場を次の機関に委託しています。

悩みの共有や息抜きに、ぜひご利用ください。利用する場合は、町への申請が必要となります。保健福祉課福祉係（役場1階②番窓口）にご連絡ください。

※精神障害者保健福祉手帳が必要です。

委託機関

地域活動支援センター おーる
（山形市城南町2-4-25）



【ヘルプマークをご利用ください】

ヘルプマークは、外見では分かりづらい障がいがある方が携帯することで、社会活動を行いやすくするものです。

配布対象者

社会生活において配慮や援助を必要としている方（障がいや障害者手帳の有無は問いません）

配布場所

・保健福祉課
・保健福祉センター



※詳しくは町ホームページ「くらしのできごと」でご確認ください

ヘルプマークを付けた方には、電車などで席を譲る、困っている場合は声をかけるなどの配慮をお願いします。



身体障害者福祉協会 町長と語る発展への道

2月4日、生涯学習講座の開講の一環として「町長のお話を聴く会」が中央公民館で開かれました。今後の町の発展に向けたビジョンや施策についてお話しいただき、参加者は町づくりへの意識を高めました。



町づくりへの関心を高めました



勇気を出して豆まき、元気いっぱいの姿

ココロの節分～エピソード9～ 今年も元気に鬼退治

2月2日、旧大寺小学校に現れたのは、子どもたちの心の中の弱さを具体化した“Nobe鬼”。与えられたミッションに挑戦して豆を手に入れ、自分の心の中にある不安や弱さを追い払うように元気よく豆まきを行いました。

令和7年夏巡業 大相撲山辺場所 佐渡ヶ嶽親方が開催PR

2月6日、(公財)日本相撲協会の広報部長である佐渡ヶ嶽親方が来庁され、8月10日に開催される大相撲山辺場所のPRをしていただき、大関の琴桜関についても「もう一つ番付を上げて山辺場所に来たいと話していた」と意気込みを話されました。



左から佐渡ヶ嶽親方、安達町長、二藤部洋社長、琴羽黒関



安達町長と吉村社長

企業版ふるさと納税 ご寄付いただきました

2月4日、「山辺町まち・ひと・しごと創生推進計画」に基づく事業に対して、株式会社パストラボ様より、企業版ふるさと納税によるご寄付をいただきました。寄付金は、各事業の財源として有効に活用させていただきます。



夜空に浮かぶ、みんなの願い 願いを込めて空へ

2月1日、『第31回まんだらの里・雪の芸術祭2025』が作谷沢ふれあい自然館周辺で開催されました。今回は特別ゲストとして、ウド鈴木さんを招き、参加者とともにランタンを手にとって交流したり、トークイベントなどで会場は大いに盛り上がりました。イベントの後半には、2回のスカイランタン打ち上げが行われました。今年も天候にも恵まれ、ランタンは夜空に美しく舞い上がり、幻想的な光景とともに参加者の願いが空へと届けられました。

- ①ウド鈴木さん初体験。空に飛んでけ～
- ②願いを込めたランタンが夜空を照らす！

山辺中学校 生徒が描く町の未来

1月29日、山辺町役場で「未来につなぐ 自慢のまちを考える会」が開催され、山辺中学校の1年生と2年生の生徒会メンバー22人が参加しました。生徒たちは自らの視点で駅前現状を見つめ、「町内外にも愛される駅前に欲しいもの」をテーマに意見を出し合い、羽前山辺駅前ににぎわいを創出するアイデアを安達町長に提案しました。



町長と生徒たちが自由な発想でアイデアを膨らませる！





郵便局を出発！



作谷沢での「おたがいマーケット」本格サービス開始

問合せ 政策推進課 総合戦略係 ☎(666)8911

町と日本郵便（株）との包括連携協定により実施している、共助型買物サービス「おたがいマーケット」が、5カ月間の実証期間を経て、本格サービスを開始しました。イオン東北ネットスーパーで注文した商品が、郵便局の集配車両の空きスペースを活用し拠点施設（作谷沢支所）に届けられる、東北エリア初のサービスです。冷蔵食品や日用品を受け取ることができる便利なこのサービスで、地域のみなさんの生活がより快適になることを目指しています。



集配車両の空きスペースを活用



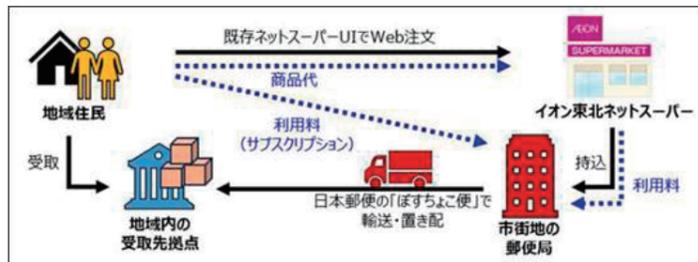
受け取りの様子

利用者の声

- ・長時間、雪道の運転をしなくても買い物ができる助かります。
- ・買い物時、店内を歩き回る必要がなく体の負担がありません。
- ・重い物や、かさばる物などを購入しています。
- ・冷凍食品やアイスが溶けずに家まで持って帰れます。
- ・惣菜や刺身、夕食用の弁当、飲み物、日用雑貨、市販薬も買えて便利です。



◀日本郵便ホームページ「おたがいマーケット」



拠点施設（作谷沢支所）に配達中！

第19章やまのべ童謡音楽祭

つながる歌声、広がる思い

2月16日、中央公民館で「第19章やまのべ童謡音楽祭」が盛大に開催されました。今回のテーマは「つなげようどけようこころのうたを」。地域の子どもたちから大人まで、参加者全員が一体となり、心に響く歌声が会場全体を包んでいました。今年もシュガーシスターズ（佐藤谷子さん・寛子さん）とピアニストの大沼美紀さんが登場し会場を一層華やかに彩りました。



みんなで歌う『花のいろ』色とりどりの歌声が響く



園児たちの笑顔と歌声が、会場に元気を届ける



社会貢献の功績を讃えて



長年にわたる功績が認められ、受章されました。おめでとうございます。

令和6年 秋の褒章

後藤昌広さんに藍綬褒章

2月4日、町消防団副団長の後藤昌広さん（大門町1）が藍綬褒章の受章報告に来庁されました。後藤さんは、平成4年4月に消防団員となり、平成20年からは分団長、令和2年4月からは副団長として、現在も活躍されています。このたびの受章にあたり、後藤さんは「家族や仲間の支えがあり受章できました。これからも今まで同様、安心安全な暮らしができるよう町の防災活動に尽力していきます。」と話してくれました。



マイナポータルからオンラインで転出届を提出できます

問合せ 町民生活課 住民係 ☎(667)1109

転出届についてマイナポータルを通じたオンラインでの届け出が可能です。このサービスを利用する方は、転出するにあたり山辺町役場への来庁が原則不要になります。

電子証明書が有効なマイナンバーカードをお持ちで、日本国内での引越しをする方が対象です。ご自身単身での引越しのほか、ご自身と同一世帯員、ご自身以外の世帯員の方の引越しでも利用可能ですので、ぜひご利用ください。

詳しくは、マイナポータルとデジタル庁ホームページをご覧ください。

※マイナポータルを通じて転出届の提出をした後は、転入先市区町村窓口で転入届の手続きが必要です。

※令和5年7月よりスマートフォン用電子証明書搭載サービスへの対応が開始されており、対応端末をお持ちの方は、マイナンバーカードを持ち歩くことなくスマートフォンだけで、引越し手続きを行うことができます。

※下記の手続きに該当する方は、来庁のうえ、お手続きをお願いします。

【マイナポータルQR】



【デジタル庁ホームページQR】



【スマホ用電子証明書搭載サービス】



担当係	必要な手続き名称など	持ち物
町民生活課 国保医療係	国民健康保険の資格喪失	・資格確認書、資格情報のお知らせもしくは健康保険証のいずれか ・マイナンバーの分かるもの
	後期高齢者医療制度の資格異動	・資格確認書もしくは健康保険証 ・マイナンバーの分かるもの
	各種医療証の資格喪失	・重度心身障がい(児)者医療証 ・子育て支援医療証 ・ひとり親家庭等医療証
保健福祉課 介護保険係	介護保険資格喪失 住所地特例適用・変更・終了届(該当する方)	・介護保険被保険者証 ・介護保険負担割合証 ・介護保険負担限度額認定証
保健福祉課 子育て支援係	児童手当の受給事由消滅届	なし
	児童扶養手当の住所変更届	児童扶養手当証書
	特別児童扶養手当の住所変更届	なし
教育委員会/教育課 学校教育係	小中学校に係る転出届	なし
建設課 下水道係 ※受益者以外は山形電子申請での手続きが可能です。	世帯主(下水道使用者)の転出に伴う下水道の使用中止または使用者変更	なし
	世帯主(浄化槽管理者)の転出に伴う浄化槽の使用中止または使用者変更・廃止	なし
	世帯主(下水道受益者)の転出による土地の売買に伴う下水道受益者の変更 ※受益者負担金の納付が完了していれば、手続きは不要	なし
	世帯主(簡易水道等使用者)の転出に伴う簡易水道など使用中止(閉栓)または使用者変更・廃止	なし

消費生活相談窓口から

問合せ 政策推進課 協働推進係
(消費生活相談窓口)
☎(666)8911

新しいお部屋で新生活トラブルを防ごう!

春は、新生活に備えて引っ越しなど、賃貸借契約が多くなる時期です。入居時の契約内容の確認不足などにより、トラブルになったという相談が全国の消費生活センターなどに寄せられています。特に、親元を離れ新たな生活を始める際に賃貸借の契約をすることが多く、注意が必要です。

新生活で気をつけるべき消費者トラブルをご紹介します

●退去時の原状回復などの

住宅の賃貸借トラブル

○ポイント

- ・契約書類や清算内容をよく確認!!



●引越しや不用品回収などの

引越し関連トラブル

○ポイント

- ・約款をよく確認!
- ・不用品は市区町村が案内するルールで処分!



●新生活を狙った

訪問販売トラブル

○ポイント

- ・不要であれば断る!
- ・クーリング・オフできる場合もある。



●もうけ話トラブル

○ポイント

- ・うまい話には飛びつかない!



●スマホやネット回線などの通信契約トラブル

○ポイント

- ・料金内容やサービスプランをよく確認!



※国民生活センターでも同様の注意喚起を行っています。下記QRコードをご確認ください。



◀【若者向け注意喚起シリーズ<No.13>】

初めての一人暮らしで気を付けてほしい5大消費者トラブルー入学・就職など新生活のスタートでつまづかないためにー(国民生活センター)

●不明な点や不審に思うことがある場合、またトラブルになってしまった場合は、『消費者ホットライン188(いやや)』に相談してください。

消費者庁イラスト集より

登録制メール（登録サイトアドレス） 一度の登録で、町の災害情報などをメールで入手できます。
（登録時、メール受信時などに発生する通信料は、登録した方の負担となります。）

パソコン・スマートフォン	https://plus.sugumail.com/usr/yamanobe/home	
携帯電話	https://m.sugumail.com/m/yamanobe/home	

防災放送自動音声応答電話番号 ☎（629）0011 **毎月1日の午後7時にサイレンが鳴ります**

コミュニティバスに広告を出してみませんか

やまのベコミュニティバスに広告を出してみませんか。このバスは、町内全域をくまなく回り、乗客はもちろん、動く広告媒体として対外的なアピール性も高い効果が期待できます。

掲載位置はバスの車内のみとなります。企業や商店の紹介、イベント告知などにぜひご活用ください。

掲載位置／車内（シートポケットなど）

規格、掲載期間および掲載料／下表のとおりです。なお、3カ月以上連続して掲載する場合は、割引制度があります。

申込み方法／申込書に掲載原稿などを添えて提出してください。申込書は町ホームページからダウンロードできます。郵送での申し込みも可能です。

申込み期限／掲載を希望する4週間前まで

その他／・掲載内容については公共性を損なうもの、公序良俗に反するものなど内容によっては掲載できないものがあります。

- ・申し込み多数の場合は、選考となります。
- ・掲載内容については広告主が責任を負ってください。
- ・広告物の作成および設置は、町と協議のうえ、広告主が行ってください。

広告掲載の位置など	規格など	掲載期間	掲載単位	掲載料		備考
				町内	町外	
シートポケット	日本工業規格A3判まで (297mm×420mm)	1カ月	1個	200円	300円	1ポケット20枚まで

広告掲載の位置など	掲載回数	掲載料（月額）	
		町内	町外
シートポケット	3カ月以上～5カ月以下	180円	270円
	6カ月以上～11カ月以下	150円	250円
	12カ月	100円	200円

- ※1カ月単位とは、毎月1日から末日までです。1年単位とは、各年4月から翌年3月までとします。
- ※町内とは、広告主が町内に住所または主たる事務所があること。
- ※2つ折りの場合は、10枚までです。冊子はA4版まで、上記広告掲載料の2割増しとします。
- ※上記以外については、別途協議とします。

申込み・問合せ 町民生活課 生活環境係 ☎（667）1109

延長窓口・閉庁時の証明サービスを終了します

毎週火曜日の延長窓口と、事前予約による土曜・日曜・祝日の証明書交付は、4月末をもって終了します。

2月25日からコンビニ交付スタート

マイナンバーカードを利用して、住民票の写しなどを全国のコンビニなどのマルチコピー機から取得できます。

詳しくはこちらから→



問合せ 町民生活課 住民係 ☎（667）1109

みんなでごみを減らしましょう！

町民生活課 生活環境係
☎（667）1109



1月は前年同月より、もやせるごみの量が減りました。分ければ『資源』、まぜれば『ごみ』です。引き続き、ごみの分別と削減に努めましょう。ごみ分別アプリ「さんあ〜る」で、ごみに関するさまざまな情報を提供します。下記よりアプリをインストールし、ご活用ください。

【令和7年1月のもやせるごみ量】



※令和6年1月との比較-17.47 t
（家庭系：-15.92 t、事業系：-1.55 t）

ごみ分別アプリを利用しましょう

【ごみ分別アプリQRコード】



iPhone、iOS端末
をお使いの方



Android端末
をお使いの方



問合せ
町民生活課 生活環境係
☎（667）1109

町では資源の確保と有効活用のために、「指定の小型家電」を回収しています。限りある資源を大切に利用していきましょう。みなさん、ご協力ください。

回収方法／町民生活課（役場1階①番窓口）または、毎月旧役場で行っている資源回収時にお持ち込みください。

対象品目／3月15日号に折り込みの「どんどんリサイクル！」のチラシをご覧ください。

「指定の小型家電」を回収します

固定資産価格等縦覧のお知らせ

令和7年度の固定資産税の課税のもととなる土地や家屋の評価額などが縦覧できます。縦覧は一筆(一棟)ごとの縦覧帳簿によって行い、納税者のみなさんが所有する土地や家屋の評価額のほか、他の土地や家屋の評価額も縦覧することができます。

また、縦覧期間中は、土地や家屋などを所有者ごとにとめた名寄帳についても、納税義務者の方は、自分の所有・管理する資産を閲覧することができます。

縦覧や閲覧など(無料)に際しては、納税通知書・課税明細書・賃貸借契約書・免許証・マイナンバーカードなど、身分を証するものをご持参ください。なお、代理人の場合は同意書または委任状が必要となります。

縦覧期間 / 4月1日(火)～6月2日(月)(土・日曜日・祝日を除きます。)

お知らせ インフォメーション

受付時間 / 午前8時30分～午後5時

縦覧場所 / 税務課(役場1階④番窓口)

問合せ
税務課固定資産税係
☎(667) 1105

狂犬病予防集合注射を中止します

令和7年度は、狂犬病予防集合注射を中止とします。生後91日以上の犬の飼い主は、狂犬病予防法により毎年4月～6月に狂犬病予防注射の接種が義務付けられています。4月1日～6月30日までに、かかりつけの動物病院が最寄りの動物病院で接種をお願いします。

問合せ
町民生活課生活環境係
☎(667) 1109



『資源回収』で身近なエコ活動を!

町では、集団資源回収を行う団体に奨励金を交付しています。ぜひご活用ください。対象 / 町内会、子ども会、学校PTAなど

手続方法 / 令和7年度に資源回収を行う予定がある団体は、実施前に資源回収実施計画書を町民生活課生活環境係に提出してください。

※各団体が行う集団資源回収の日程などについては、それぞれの学校や団体に問い合わせください。

※町では、ごみの減量化およびリサイクルを推進するため、新聞紙、ダンボール、雑誌、雑がみなどの古紙類は資源物として回収しています。ご協力ください。

問合せ
町民生活課生活環境係
☎(667) 1109

山辺駅前自転車置場の年間利用者を募集します

自転車で山辺駅までおいでの通勤・通学者のみなさん、ぜひ駅の自転車置場をご利用ください。町外にお住いの方も申し込めます。

対象車両 / 自転車に限ります
駐輪可能台数 / 200台
年間使用料 / 1,000円

申込み方法 / 申し込み用紙に年間使用料を添えて、町民生活課(役場1階①番窓口)へ申し込みください。なお、防犯のため、自転車の車体番号および防犯登録番号等もご記入いただけます。

※申し込み用紙は、町民生活課に備え付けてあります。また、町WEBページからも様式をダウンロードできます。

申込み期間 / 3月17日(月)～28日(金) 午前8時30分～午後5時15分

※土・日曜日、祝日を除きます。

※申し込み期間の火曜日(18日・25日)のみ午後7時まで受付を延長します。

保育料への補助金申請について

その他 / 受付は、先着順となります。申し込み台数が駐車可能台数に達した時点で受付終了となります。

申込み・問合せ
町民生活課生活環境係
☎(667) 1109

「保育料無償化に向けた段階的負担軽減補助金」と「認可外保育施設に入所されているお子さんの保育料への補助金」の申請を受け付けています。申請期限を過ぎてからの申請は、受付できませんのでご注意ください。

なお、申請予定の方で提出が遅れる場合には、至急、子育て支援係までご連絡ください。

申請期限 / 3月21日(金)

申請先・問合せ
保健福祉課子育て支援係
1階②番窓口
☎(667) 1107

空き家相談について

◇空き家相談窓口
空き家に関するご相談、ご依頼などをお気軽に問い合わせください。お近くの相談員が対応します。

受付時間 / 平日 午前10時～午後4時

問合せ
(公社) 全日本不動産協会山形県本部
☎(665) 0100

不動産業開業相談窓口について

◇不動産業開業相談窓口
開業の要件や手続き、費用などの質問になんでも答えます。

受付時間 / 平日 午前10時～午後4時

問合せ
(公社) 全日本不動産協会山形県本部
☎(642) 6658

【広告】

いよいよ締切! 3月末日までのお申し込みで
春彼岸の墓石ウォッシュ&クリーニング付き!(全塗装のお客様限定)

屋根・外壁塗装のことなら

有限会社 飛塚塗装店 023-664-5468

【広告】

ご先祖様と心地よい春彼岸を“おまかせ”する選択!
ピカピカ洗浄 汚れにくいコーティングに除草まで

墓石ウォッシュ&コーティング

有限会社 飛塚塗装店 023-664-5468

令和7年度町税等納期一覧表【保存版】

問合せ 税務課 ☎(667) 1105

納期限	税目期別			
	軽自動車税 (種別割) 円	町県民税 円	固定資産税 円	・国民健康保険税 ・介護保険料 ・後期高齢者医療 保険 円
4月30日(水)	全期			
6月2日(月)			1期	
6月30日(月)		1期		
7月31日(木)			2期	1期
9月1日(月)		2期		2期
9月30日(火)				3期
10月31日(金)		3期		4期
12月1日(月)				5期
1月5日(月)			3期	6期
2月2日(月)		4期		7期
3月2日(月)			4期	8期

※年金・給与からの引き落としにより各種税目を納付いただいている方は、上記納期限とは別になります。

NPO法人山辺の里スポーツクラブ会員・参加者募集!

申込み・問合せ NPO法人山辺の里スポーツクラブ事務局 ☎(664) 7263
受付時間は、平日の正午から午後4時まで

会員およびイベント教室・サークルの参加者を募集中です。どなたでも奮ってご参加ください。

◇健康スタイルアップ教室

やさしいリズム体操やストレッチなど楽しく体を動かしましょう。

日時/第1・3水曜日 4月2日(水)~
午後7時30分~8時40分

場所/町民総合体育館トレーニングルーム

◇3B体操教室

用具を使って誰でもできる楽しい体操

日時/金曜日(月3回) 4月4日(金)~
午前10時~11時30分

場所/町民総合体育館幼児高齢者室

◇森呼吸エクササイズ

森の中で呼吸するような感覚を味わいながら心と身体を整えましょう。

日時/第2・4火曜日 4月8日(火)~
午前10時~11時30分

場所/中央公民館

◇やさしいピラティス教室

姿勢を良くし、筋力をアップしましょう。ストレス解消やリラックス効果も得られます。

日時/第2・4水曜日 4月9日(水)~
午後7時30分~8時40分

場所/町民総合体育館幼児高齢者室

◇ティーボール教室

バッティングティーにボールをのせて、止まったボールを打つ、野球に似たスポーツ

日時/第1・3日曜日 5月4日(日)~11月まで
午前10時~11時30分

場所/山辺小学校グラウンド

対象者/幼児と小学生

◇山辺の里フラサークル

やさしいフラを笑顔で楽しく踊りましょう。

日時/木曜日(月3回) 4月10日(木)~
午前10時~11時

場所/中央公民館

◇山辺の里テニスサークル

テニスで健康づくり

日時/毎週土曜日 4月5日(土)~
午後3時~5時

場所/町民テニスコート・屋内ゲートボール場

対象者/18歳以上の方

◇気軽にさわやかスポーツサークル

バドミントン・ラージボール卓球など

日時/毎週木曜日 4月3日(木)~
午後7時30分~9時30分

場所/町民総合体育館アリーナ

◇作谷沢スポーツサークル

卓球・軽スポーツなどスポーツ遊び

日時/毎週金曜日 4月4日(金)~
午後7時~9時

場所/旧作谷沢小学校体育館

年会費/子ども(高校生まで)4,000円・大人
5,000円

保険料/中学生まで800円・64歳以下1,850
円・65歳以上1,200円

※そのほか各教室、サークルで月会費や参加料が必要となります。

軽自動車税（種別割）

- **納める方**…4月1日現在、町内で原動機付自転車・軽自動車・小型特殊自動車・二輪の小型自動車を所有または使用している方です。

〈登録・廃車・名義変更の手続き〉

◆原動機付自転車（総排気量が125cc以下）・小型特殊自動車

税務課町民税係（役場1階④番窓口）へ
登録に必要なもの…車名・型式・車台番号・総排気量
廃車・名義変更に必要なもの…標識・標識交付証明書



◆軽自動車

- ・三輪・四輪…軽自動車検査協会山形事務所（山形市立谷川三丁目3553 ☎050（3816）1835）へ
- ・軽二輪（126ccから250ccまでの二輪車）…東北運輸局山形運輸支局（山形市大字漆山字行段1422-1 ☎（686）4711）へ

◆二輪の小型自動車（250ccを超えるもの）

東北運輸局山形運輸支局（山形市大字漆山字行段1422-1 ☎（686）4711）へ

町民税

- **納める方**…1月1日現在で、
①町内に住所のある方…均等割と所得割を納めます。
②町内に事務所、事業所または家屋敷を持っている方でその所在する町内に住所がない方…均等割を納めます。

■ 納める額

均等割…原則として所得のある方に均等に課税されるもので、町民税3,000円、県民税2,000円、森林環境税（国税）1,000円となっています。

所得割…前年中の所得から所得控除を引いた残額に税率を用いて計算します。

固定資産税

1月1日に、土地・家屋・償却資産（これらを総称して固定資産）を所有している方が、その固定資産の価格をもとに算定された税額を町に納める税金です。

- **納める方**…固定資産税を納める方は、原則として固定資産の所有者です。

国民健康保険税

病気やケガの治療にかかった医療費は、お医者さんの窓口で支払う自己負担分、国や県などの補助金、そしてみなさんの保険税でまかなわれています。

- **納める方**…原則は世帯主が納付の義務者です。世帯主が国保ではなく職場の健康保険に加入している場合でも、家族に一人でも国保の加入者がいれば、納付の義務者は世帯主となります。
- **納める額**…加入している方の所得に応じた所得割額、加入する人数に応じた均等割額および一世帯当たりの平等割額を合算した額

介護保険料

介護が必要となったときに、安心して介護サービスを受けるためのものです。その財源の一つとなっているのが、みなさんの介護保険料です。

- **納める方**…第1号被保険者の方は介護保険料として町へ納付していただきます。
※第2号被保険者（40歳以上）の方は健康保険料と合わせて介護保険料を納付していただきます。

後期高齢者医療保険料

高齢者の方の医療制度を支えていくために、75歳以上の方から負担していただく保険料です。65歳以上で特定の障がいのある方は他の医療保険から移ることができます。

- **納める方**…加入者の方から納付していただきます。

●人のうごき（令和7年3月1日現在）※（）内は前月からの増減

人口13,321人（-21）【男6,558人（-11）女6,763人（-10）】 世帯数4,868（-2） 出生8人 死亡18人 転入17人 転出28人